

GEPC 技術標準「重金属等不溶化処理土壌の pH 変化に対する安定性の相対的評価方法」の溶出検液の測定方法について

「土壌汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）」は、日本工業規格(JIS) K 0102（工場排水試験方法）の平成 25 年 9 月 20 日付改正を受け、新たに導入された試験方法のうち、適当と考えられる方法を公定分析法に位置づけることとし、平成 26 年 3 月に所要の告示改正が行われました。告示改正の概要について以下の表に示します。

GEPC 技術標準「重金属等不溶化処理土壌の pH 変化に対する安定性の相対的評価方法」(TS-02-S1)では、溶出検液の測定方法につきまして、「6.4 溶出検液の測定」内の「別表 1」に環境省告示第 18 号を引用していますが、同様に下の表の告示改正内容を追加できるものとして、運用をお願いいたします。

また、今後の JIS K 0102 および環境省告示第 18 号の改正につきましても、今回と同様に、最新版を適用するものとします。

表 改正の概要

項目	改正の概要
カドミウム	試料中のカドミウム濃度が低く、アルカリ金属、アルカリ土類金属イオン等の共存物の濃度が高い場合に、これらの共存物を取り除き、試料を濃縮するための操作としてキレート樹脂による分離濃縮法を使用できることとする。
シアン	改正 JIS K 0102 で追加された方法（流れ分析法）を用いることができることとする。
鉛	試料中の鉛濃度が低く、アルカリ金属、アルカリ土類金属イオン等の共存物の濃度が高い場合に、これらの共存物を取り除き、試料を濃縮するための操作としてキレート樹脂による分離濃縮法を使用できることとする。
六価クロム	改正 JIS K 0102 で追加された方法（流れ分析法）を用いることができることとする。ただし、塩化物等測定の妨害となる物質を含む試料を分析する場合は、JIS K 0170-7（流れ分析法による水質試験方法）に定める方法で試料ブランクを測定することとする。
ふっ素	改正 JIS K 0102 で追加された方法（流れ分析法）を用いることができることとする。

※) 今回の改正によりこれまで用いていた公定分析法が使用できなくなるものではありません。

※) 詳細につきましては、環境省の平成 26 年 3 月 20 日付報道発表資料「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（告示）等について（お知らせ）」の添付資料（「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）等の一部改正について；以下 URL）をご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/17919.html>

以上